

答申第 91 号
平成 21 年 11 月 6 日

兵庫県知事
井戸敏三様

個人情報保護審議会
会長 山下 淳

収集の制限、利用及び提供の制限並びにオンライン結合による
提供の制限の例外について（答申）

「審議会の結論」

平成 21 年 11 月 2 日付け諮問第 63 号で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

「適当と認める理由」

1 個人情報取扱事務の概要

広域的に事業展開する介護サービス事業者（以下、「事業者」という。）における不正事案の発生を受け、事業者による不正行為を未然に防止し、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、介護保険法が改正され、法令等を遵守するための業務管理体制の整備・届出が事業者に対し義務付けられた（平成 21 年 5 月 1 日施行）。

(1) 業務管理体制の整備

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可（以下、「指定等」という。）を受けている介護サービス事業所又は介護保険施設（以下、「事業所等」という。）の数に応じて異なる。

指定等を受けている事業所等の数が、1 以上 20 未満の事業者は法令遵守責任者の選任、20 以上 100 未満の事業者は法令遵守責任者の選任及び法令遵守マニュアルの整備、100 以上の事業者は法令遵守責任者の選任、法令遵守マニュアルの整備及び法令遵守に係る監査体制の整備が義務付けられている。

(2) 業務管理体制の整備に係る届出先

事業者は、指定等を受けている事業所等の所在地に応じて、厚生労働大臣（指定事業所または施設が 2 以上の都道府県に所在する事業者）、市町村長（地域密着型サービス（介護予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一の市町村に所在する事業者）、都道府県知事（及び 以外の事業者）に届け出ることとされている。

また、事業所等の新規指定・廃止等により、指定等を受けている事業所等の所在地の区分に変更があった場合には、変更後の届出書を変更前の届出先及び変更

後の届出先の双方に届け出る必要がある。

(3) 業務管理体制の整備に関する届出事項

介護保険法施行規則第140条の40で定められている業務管理体制の整備に関する届出事項のうち、個人情報に該当するのは、代表者の氏名、生年月日、住所及び職名並びに法令遵守責任者の氏名及び生年月日(以下、「本件個人情報」という。)である。

(4) 業務管理体制の監督機関と事業所等の指導監督機関

事業者の業務管理体制の監督機関は、前記(2)の届出先機関となるが、事業所等の指定等は、事業所等ごとに行うこととなっており、指導監督機関は、指定等権者である都道府県知事または市町村長となる。

そのため、広域的に事業展開する事業者の場合は、事業者の業務管理体制の監督機関と事業所等の指導監督機関が異なることとなる。

2 業務管理体制データ管理システムの概要

(1) 事業者から業務管理体制の整備に係る届出を受けた国、都道府県及び市町村は、厚生労働省が設置する業務管理体制データ管理システム(以下、「本件システム」という。)に届出事項を入力し、届出受領処理を行う。

(2) 国、都道府県及び市町村は、本件システムで事業者の業務管理体制の情報を一元的に管理することにより、他の機関が入力した事業者の業務管理体制の情報を共有することができるようになる。

(3) また、事業所等の新規指定・廃止等により、指定等を受けている事業所等の所在地の区分が変更され、届出先が国、都道府県、市町村間で変更となる場合があるが、本件システムにより全国的に事業者情報を管理し、所管別・規模別の事業者分類をすることが可能となり、迅速かつ正確に届出の管理事務を行うことができるようになる。

3 当審議会の判断

業務管理体制の整備に係る届出事務を行うために本件システムを導入することは、オンライン結合により国、他の都道府県及び市町村という第三者に本件個人情報を提供することに加え、本人以外の第三者から本件個人情報を収集することになり、さらに本件個人情報を、業務管理体制の整備に係る届出という当初の目的を超えて提供することにもなる。

このため、個人情報の保護に関する条例第6条第3項の「収集の制限(本人収集の原則)」、第7条第1項の「利用及び提供の制限」、第8条第1項の「オンライン結合による提供の制限」について例外取扱いをする必要があることから、本件諮問が行われたところである。

(1) 収集の制限(本人収集の原則)の例外について

ア 本県で指定している事業所等を指導や監査、処分するにあたり、事業者の不

正行為への組織的関与の有無等を確認する場合は、業務管理体制の整備状況や取組状況の確認が必要となり、業務管理体制整備の届出先となる国、他の都道府県及び市町村と密接な連携の下に情報の相互提供などを行う必要がある。

イ ところが、業務管理体制の整備及び届出については、事業者の事業規模や事業所等の所在地により、整備すべき体制や届出先が異なるため、必要な情報を迅速に得ることは非常に困難である。

ウ そこで、本件システムを利用して、本県が情報を収集することにより、適正かつ迅速に事業者指導等を行うことができる。

エ また、事業者から本県に提出された届出について、本件システムにより当該事業者の情報を収集し、届出先区分等を確認することができ、適正かつ迅速に業務管理体制整備の届出の管理事務を行うことができる。

以上のことから、介護保険法に定める事務を適正かつ円滑に遂行するという公益上の必要性が認められる。

(2) 利用及び提供の制限の例外について

ア 他の都道府県及び市町村が、指定している事業所等を指導や監査、処分するに当たり、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認する場合においても、本県と同様、業務管理体制の整備状況や取組状況の確認が必要となり、他の都道府県及び市町村は、業務管理体制整備の届出先となる本県と密接な連携の下に情報の相互提供などを行う必要がある。

イ また、国、他の都道府県及び市町村が、適正かつ迅速に業務管理体制整備の届出の管理事務を行うには、それぞれの機関に届け出られた事業者情報を共有する必要がある。

ウ よって、本件システムを通じて、国、他の都道府県及び市町村に、本県に届け出られた情報を提供することにより、適正かつ迅速に業務管理体制整備の届出の管理事務及び事業者指導等を行うことができ、介護保険法に定める事務を適正かつ円滑に遂行するという公益上の必要性が認められる。

(3) オンライン結合による提供制限の例外について

ア 本県が本件システムに本件個人情報を提供することにより、国、他都道府県及び市町村が、業務管理体制整備の届出の管理事務及び事業所指導等に必要な情報を共有することを可能にするものであり、介護保険法に定める事務を適正かつ円滑に遂行するという公益上の必要性が認められる。

また、本件システムを利用して国、他都道府県及び市町村が収集できる情報は必要最低限のものに限定される。

イ 本件システムは、L G - W A N 経由で利用することとなっているので、関係行政庁以外の者が情報に接することはない。

また、各行政庁の端末操作に必要なID、パスワードは限定された担当者のみ付与されており、情報を閲覧することができる者が限定される。

ウ さらに、情報はデータセンター（国）で管理しており、不正アクセス検知・

防止のために十分なセキュリティ対策がとられることとなっている。

したがって、本件システムにおいては、個人情報の保護のために必要な措置がとられているものと認められる。